

堺市保育士等就職支援コーディネーター事業 (無料職業紹介事業)の業務運営に関する規程

第1 求人

- 1 本所は、堺市保育士等就職支援コーディネーター事業（無料職業紹介事業）（以下「コーディネーター事業」という。）において、堺市内の民間の保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園のうち預かり保育を常時実施している施設又は認定こども園への移行を予定している施設及び病児・病後児保育施設（以下「保育施設等」という。）からのいかなる保育士、保育教諭、幼稚園教諭、給食調理人、栄養士、看護師、保育助手及び事務員（以下「保育士等」という。）の求人申込みについて、これを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令等に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、保育施設等が次のいずれかの方法によりお申し込みください。
 - (1) 所定の求人票による来所、郵便、ファックスまたは電子メールでの申込み
 - (2) 「さかい保育人材情報ポータルサイト」からのインターネットによる申込み
- 3 求人の申込みを取消す又は変更する場合は、本所へ申し出てください。

第2 求職

- 1 本所は、コーディネーター事業において、保育施設等に保育士等として就職を希望するいかなる求職登録の申込みについて、これを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令等に違反する場合には受理しません。

- 2 求職登録の申込みは、本人が次のいずれかの方法によりお申し込みください。
 - (1) 所定の求職票による来所での申込み
 - (2) 「堺市電子申請システム」からのインターネットによる申込み
- 3 求職登録の申込みを取消す又は変更する場合は、本所へ申し出てください。

第3 紹介

- 1 求職者には、その御希望と能力に応ずる職業に就くことができるよう極力お世話いたします。

- 2 求人保育施設等には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面による交付又は電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面による交付または電子メールの使用による明示ができないときは、電話等により明示を行います。
- 4 紹介に際しては、本所から求職者に紹介状を発行します。求職者は、求人保育施設等との面接日に紹介状を持参のうえ求人保育施設等に提出してください。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。ただし、申込みにより、紹介・就労を約束するものではありません。
- 6 採用にあたっての労働条件等は、求職者と求人保育施設等との契約となりますので、求職者は事前に求人保育施設等から十分な説明を受けるとともに、求人保育施設等は、求職者に労働基準法第15条に基づく労働条件を書面により明示してください。
- 7 保育士及び保育教諭職への求職者は、実際に業務に就くためには、都道府県知事に保育士登録を行い、「保育士証」（国家戦略特別区域限定保育士の場合は、大阪府知事に保育士登録を行い、「国家戦略特別区域限定保育士登録証」）の交付を受ける必要がありますので、ご注意ください。
- 8 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、求人保育施設等において同盟罷業等が行われている間は、求人保育施設等に求職者を紹介致しません。

第4 その他

- 1 業務は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）で、時間は9時00分から17時30分までです。ただし、求職者の実際の求職登録の申込みや相談対応は、あらかじめ定めた相談日において予約制の面談により行います。
- 2 当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。ただし、労働条件などについては、求人保育施設等と求職者との合意によるものであり、トラブルが生じても本所はその責任を負いません。
- 3 雇用関係が成立しましたら、求人保育施設等、求職者両方から、本所に対して、速やかにその報告をしてください。
また、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。

- 4 本所は、求職者又は求人保育施設等から知り得た個人情報を「堺市保育士等就職支援コーディネート事業（無料職業紹介事業）個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。
- 5 本所は、求職者又は求人保育施設等に対し、その申込みの受理、面接、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所は、求人及び求職登録の申込み者が、次のいずれかに該当する場合は、管理簿から削除し、以後、紹介を行いません。
 - (1) コーディネート事業により、採用が決定したとき。
 - (2) 求人票または求職票に記載された有効期限を満了したとき。
 - (3) 当事者から、申し込みにかかる取消しの届出があったとき。
 - (4) 半年以上、当事者と連絡がとれないとき。
 - (5) その他申込者として、不適格と認められる事実を確認したとき。
- 7 本所は、コーディネート事業を終了する際は、管理簿に現状登録された求人保育施設等及び求職者に対し、その旨をお知らせします。

令和2年9月1日

堺市長 永藤 英機

令和 年 月 日付けにて、以下のとおり申込みを受付しましたのでお知らせします。

- 求人申込（求人受付番号【 】－ ）
- 求職者登録申込（求職受付番号【 】－ ）

紹介有効期限：令和 年 月 日